

ベビーシッター等に係る経費の取扱いについて

男女共同参画推進室長決定
令和元年11月25日

女性研究者の活躍を促進する両立支援のために、教員及び学術研究員（以下「研究者」という。）が学会参加等に伴う出張等により子どもの保育ができない場合に、ベビーシッター等を利用する際の経費を本学が支払う場合の取扱いについて、以下のとおり定める。

1. 使用できる者

小学校6年生までの児童を養育する研究者（性別は問わない）。

2. 使用できる財源

教員が獲得した外部資金等で、その交付元が交付要領等によりベビーシッター等の利用について支出を認めているもの。なお、寄附金については、寄附者がその使途としてベビーシッター等に係る経費の支出を認めているものに限る。

3. 使用の要件

研究者が、学会出張等の研究遂行上必要な理由により、自らが養育する小学校6年生までの児童の保育が困難であり、その保育を、原則として公益財団法人全国保育サービス協会が実施するベビーシッター育児支援事業割引券取扱事業者に委託する場合に限る。

4. 使用できる経費

ベビーシッター等を利用した時間に係る利用料金（ベビーシッター等が職員の自宅に移動する際に必要な交通費を含む）に限る。

なお、入会金、年会費、キャンセル料、食事代、おむつ代等については使用できない。

5. 手続き等

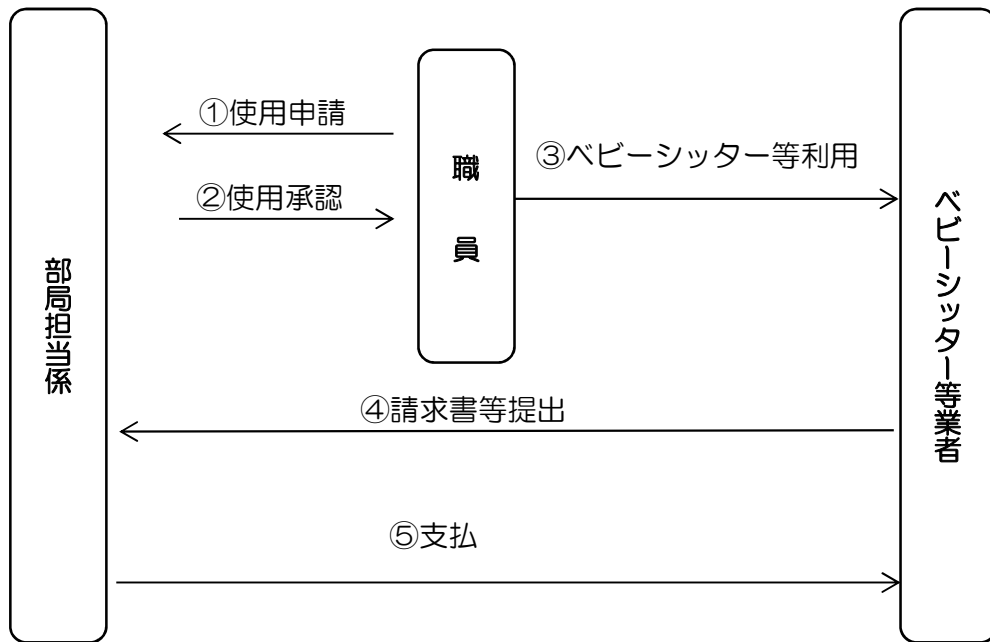
ベビーシッター等経費の使用を希望する者は、事前に所属部局長の承認を得て、ベビーシッター等業者を利用するものとする。

また、当該経費の執行については、九州大会計規則等の学内ルールによるものとする。

6. その他

この取扱いで定めるもののほか必要な手続きについては別に定める。

[参 考]



※職員は教員及び学術研究員を指す